

鳥獣被害防止対策協力依頼書（アライグマ・ヌートリア等）

（あて先） 姫路市鳥獣害防止対策協議会事務局
姫路市北部農林事務所

小 学 校 区	
農 区（自治会）	
住 所	
代表者職氏名	
電 話 番 号	
携 帯 番 号	

下記のとおり鳥獣による農作物等の被害があり、当該被害を防止するため、特定外来生物の防除を依頼します。

また、特定外来生物の防除を猟友会に依頼することなどを農区及び自治会内に周知するとともに、捕獲檻を設置いただく場合には、裏面の「提出に際しての注意事項」の4に従い、捕獲檻を適正に管理します。

記

捕獲を依頼する鳥獣の種類	アライグマ・ヌートリア			捕獲を依頼する鳥獣の種類を○で囲んでください。なお、箱わなで捕獲します。
捕獲檻の設置	設置希望場所			
	設置場所所有者			
届出人氏名		連絡先		
☐ 生活被害の場所				
☐ 農作物等の被害の区域又は場所	※具体的な被害場所（番地等）をご記入ください。 地図等に図示していただいても結構です。			
被害状況	<農作物被害>			
	被害作物名			
	被害面積	m ²	m ²	m ²
	<その他の被害>			
(被害内容を具体的にご記入ください)				

※記入時には必ず裏面の提出に際しての注意事項をご覧ください。

↓ 猟友会記入欄

新規依頼	わな管理番号	-S-	設置依頼	設置入力	貸出期限	意思確認	回収依頼	回収入力	設 置	回 収
	依頼番号	年度-小型-	/	/	/	/	/	/	/	/
継続依頼	今回依頼番号	年度-小型-	継続依頼	継続入力	貸出期限	意思確認	回収依頼	回収入力		回 収
	前回依頼番号	年度-小型-	/	/	/	/	/	/		/

提出に際しての注意事項

1 提出方法について

- ① 依頼書は、必要事項を記入し被害地の農区長または自治会長より、姫路市北部農林事務所に提出してください。
- ② 支所、出張所、サービスセンター又は姫路市役所農政総務課を経由して提出することもできます。
- ③ 後日、猟友会員が捕獲檻の設置に伺いますので、檻の設置場所の立ち合いをお願いします。
- ④ 建物内には設置できませんのでご了承ください。

2 記入にあたっての留意点について

- ① 依頼書上部の「新規・継続」のどちらかを○で囲み、「小学校区」「農区(自治会)」「住所」「氏名」「電話番号」「携帯番号」欄に記入してください。
- ② 依頼書下部の「鳥獣の種類」「捕獲方法」「捕獲檻の設置」「区域又は場所」「防止対策」「被害状況」は鳥獣による農作物被害を受けている農地の状況等について記入してください。
- ③ 「被害状況」欄の被害面積は、次により算出してください。
「被害があった農地全体の面積」×「被害農地全体の減収割合」
例) $1,000\text{m}^2$ (当該農地の全体面積) × 0.3 (被害農地全体の減収割合) = 300m^2 (被害面積)

3 添付書類について

被害のあった農地等を含む周辺の地図

被害発生現場を朱色で囲い、捕獲檻設置希望場所を◎で表示すること。

捕獲檻の設置場所は、猟友会と相談して決定しますのでご了承ください。

捕獲檻の設置場所については、農区(自治会)の責任で、所有者等の承諾を得てください。

4 捕獲檻設置後の取扱いについて

- ① 捕獲檻設置後の管理は、農区(自治会)となります。
- ② 捕獲檻で事故が発生しないよう付近の住民に周知を徹底するなど、必要な措置を取ってください。
- ③ 捕獲檻の管理は、農区(自治会)又は申請者が次のとおり行います。
 - 原則として朝を中心に1日1回以上の見回り
 - エサの管理
- ④ 捕獲したアライグマ等が死亡していた場合は、農区(自治会)又は申請者で処理してください。
- ⑤ 捕獲依頼対象外の動物を捕獲した場合(誤捕獲)は、必ず放獣すること。誤捕獲した動物を故意に死亡させた場合は、法律により罰せられる可能性があります。
- ⑥ 設置した捕獲檻を移動したい時は、猟友会及び北部農林事務所にご相談ください。

5 被害防除に係る集落ぐるみ対策の協力について

- ① アライグマは、春先に出産のため家屋の屋根裏に侵入するので、侵入経路を塞ぐようにします。
- ② 放置果樹、ペットフード、生ごみの屋外放置などは、野生動物を誘因する原因になります。
- ③ ノラ猫などへの餌付け行為も同様です。集落ぐるみで野生動物を寄せ付けない取り組みをお願いします。

6 その他

- ① 個人への捕獲檻の貸し出しなどは行っておりません。
- ② トラバサミの設置は法律により全面禁止されています。
- ③ 捕獲檻の貸し出し期間は3カ月です。継続延長できますが、再度依頼書を提出してください。
延長期間は3カ月ですが、檻が不足しているときは継続延長できないことがあることを予めご承知ください。

【問合せ・提出先】

〒671-2103

姫路市夢前町前之庄2160番地
姫路市北部農林事務所鳥獣対策室

TEL 079-336-4412

FAX 079-336-4420